

映画制作におけるリスクマネジメント（危機管理）

映画制作は短期間に大量の人・物・金が投入され、それが一本の作品に集約されるという特性を持っています。それ故に映画の完成を阻害する要因が多岐に亘って発生した結果、未完成で終わってしまった映画も過去においては存在しました。

しかし、リスクマネジメントの手法を映画制作に適用することにより、未完成となるリスクを減少させることは可能です。以下に「映画制作におけるリスクマネジメント」を解説します。

1. 危険分析（リスクアナリシス 発生頻度と強度の判定）

映画を制作しようとする場合、撮影内容、スケジュール、予算、スタッフ、キャスト、使用機材、撮影地、編集所等々の要因から制作を阻害する要因を分析することにより、その映画固有の危険を洗い出し、それぞれの危険について出現する可能性（発生頻度率）と出現した場合の影響（危険強度）を分析します。

一般的に映画制作の進行を阻害する危険要因として次のようなものが挙げられます。

- ①スタッフやキャストの傷病死 及びその結果生じた撮影の延期・中止による費用損失
- ②第三者に対する損害賠償事故 及びその結果生じた撮影の延期・中止による費用損失
- ③機材やセットに生じた損害 及びその結果生じた撮影の延期・中止による費用損失
- ④収録済み映像データに生じた損害 及びその結果生じた撮影の延期・中止による費用損失
- ⑤制作に関して結ばれる様々な契約に関する紛争
- ⑥撮影内容とスケジュールに対する制作資金の不整合の結果生じる資金の枯渇（資金ショート）
- ⑦監督、主演キャストの途中降板
- ⑧天変地異（地震・台風・感染症の大流行など）による影響
- ⑨その映画特有の危険（例：雪山等自然環境の厳しい場所における撮影など）

2. 危険管理（リスクコントロール）

上記①～⑨は結果として出現したものであり、要因が必ず存在します。

例えば、①のスタッフやキャストの傷病死については墜落・転落・転倒が直接要因として挙げられ、労働安全に配慮すべき撮影環境について指示命令権者（プロデューサーなど）の認識不足が間接要因として挙げられます。

危険管理とは事故の発生をいかに抑制するかという手法で、具体的危険を発生させる要因を消去することにより事故の発生を抑制することとなります。（高所作業におけるフルハーネスの使用など）そのためには指示命令権者が具体的な事故抑止プロセスを構築して、制作に関わる者全員が意識として共有しなければなりません。

この種の意識が薄い現場は、危険な現場と言えます。

3. 危険転嫁（リスクファイナンス）

危険管理を徹底的に行ったとしても、何らかの事故は発生します。その経済的損失に対する防御手段として保険が存在します。保険料を支払って保険会社にその危険を負わせることを危険転嫁といいます。転嫁出来なかった危険は自社で保有することになります。転嫁するか否かは「1. 危険分析」の結果に従い、判断することになります。

欧米では Production Insurance という映像制作に特化した保険がありますが、日本ではそのような専用の保険は無く、既存の保険に映像制作リスクに対応する特約を付けて引受けを行っています。制作プロダクションが契約する代表的な保険を以下に紹介します。

①撮影中のスタッフやキャストの傷害（ケガ）を補償する [傷害保険](#)、加えてスタッフ自身が [映適スタッフセンター労災](#) に加入していると非常に手厚い補償となります。

②撮影中に発生した通行人のケガやロケ先建物の損壊などを補償する [賠償責任保険](#)

③ [撮影・照明・録音機材、小道具、衣装の保険](#)

④監督、主演俳優の病気・ケガ、悪天候による撮影の中断を補償する [興行中止保険](#)

作品によって撮影内容が全て異なりますので、保険も個別設計が基本となります。

株式会社ファンテック

代表取締役社長 山田 憲次